

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会社名 インスペック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
 (コード番号：6656 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜榮子
 TEL 0187-54-1888 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年7月24日開催予定の第27期定時株主総会において下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、グループ各社の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)に定める目的の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、社外取締役及び社外監査役に限らず、業務執行取締役等以外の取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりました。本件は、これらの取締役または監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、改正会社法に基づき、定款第 32 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。また、定款第 32 条(取締役の責任免除)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりになります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (条文省略)
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電子部品の製造、販売	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電子部品の製造、販売

<p>(2) 電子部品の組立機の製造、販売 (3) 電気機械の設計、製作、販売 (4) 産業用ロボットの製造、販売 (5) 工作機械、治工具、搬送装置の製造、販売 (6) コンピューターのプログラムの作成、販売 (7) マイクロプロセッサ応用システムの研究開発、販売</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p><u>(8) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3条～第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第33条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(2) 電子部品の組立機の製造、販売 (3) 電気機械の設計、製作、販売 (4) 産業用ロボットの製造、販売 (5) 工作機械、治工具、搬送装置の製造、販売 (6) コンピューターのプログラムの作成、販売 (7) マイクロプロセッサ応用システムの研究開発、販売</p> <p><u>(8) 医療・福祉機器の研究開発並びに製造販売</u></p> <p><u>(9) バイオサイエンスの研究開発及びその応用による医薬品・食品・電子機器等の製造、販売及び研究技術の販売</u></p> <p><u>(10) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3条～第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第33条～第41条 (条文省略)</p>
---	---

<p>第 42 条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第43条 ～第51条 （条文省略）</p>	<p>第 42 条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第43条 ～第51条 （条文省略）</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 7 月24日（予定）
 定款変更の効力発生日 平成27年 7 月24日（予定）

以上